

総務政策常任委員会資料

令和5年7月19日

総務部

1 その他報告事項

- ・霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）の火口周辺規制について 3

1 その他報告事項

霧島山（えびの高原（硫黄山）周辺）の火口周辺規制について

危機管理課

1 概要

硫黄山では、今年5月頃から山体浅部の膨張を示す地殻変動を観測し、7月7日には火山性微動が発生したため、同日、えびの高原（硫黄山）周辺の噴火警戒レベルが1（活火山であることに留意）から2（火口周辺規制）に引き上げられた。

2 これまでの経過

- | | |
|-------------|---|
| 平成30年 2月20日 | 噴火警戒レベル1から2に引き上げ（警戒範囲1 km） |
| 4月19日 | 硫黄山南側で250年ぶりに噴火。噴火警戒レベル3（入山規制）に引き上げ（警戒範囲2 km） |
| 4月26日 | 硫黄山西側500m付近でごく小規模な噴火 |
| 5月1日 | 噴火警戒レベル2に引き下げ（警戒範囲1 km） |
| 平成31年 4月18日 | 噴火警戒レベル1に引き下げ |
| 令和4年11月26日 | 県道1号線の付け替え道路完成に伴い、土日9～17時のみ開放（屋根付自動車に限る） |
| 令和5年 6月3日 | 県道1号線沿いの火山ガス（二酸化硫黄）濃度上昇により開放を停止 |
| 7月7日 | 噴火警戒レベル2に引き上げ（警戒範囲1 km） |

3 登山者・入山者等への対応

- ①立入禁止区域
 - ・硫黄山火口周辺概ね1 kmの範囲を立入禁止区域に設定
- ②登山道の規制
 - ・立入禁止区域及び同周辺を通る登山道、韓国岳登山道迂回路を規制
- ③県道の規制
 - ・県道1号（小林えびの高原牧園線）の一部区間の通行止めを継続
- ④上記①～③について、看板や県ホームページ等で県民へ周知

霧島山周辺の規制状況等

